

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和6年12月10日（火）
会議時間 13時52分開会 14時29分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委 員：只野敏彦、川上 均、中河つる子、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 議 件
(1) 議会活性化について
(2) 議会報告会と町民との意見交換会（まとめ）について
(3) その他
- 6 会議内容 別紙のとおり

【開会 13:52】

(1) 議会活性化について

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。三つほど議件があるけれども、1番目の議会の活性化に係る部分である。これについてはかねてよりタブレットの導入ということで検討してきたわけであるけれども、前回の全員協議会で導入の経費削減効果についても検討してほしいというような声もあったので、事務局である程度まとめたのでそれについて協議したいと思う。手元の資料でいうと横長の紙になるが事務局説明願う。

議会事務局長（大尾 智）：前回の全員協議会の中でタブレットについて導入する。については当初予算に計上するという説明した中で色々な意見を頂いた。その中でどのぐらい削減額が期待できるのかと話をされた。それで私のほうでまとめてみたが、このとおりの額が必ず削減できるという数字でもない。特に紙の枚数とか印刷にかかっている経費とか、毎回何枚か明確に数えているわけでもないの、大まかな数字というようにとらえていただく。まず（1）で総務課が毎回議会のたびに議案等を印刷しているが、その辺で純粋に紙の部分で3万1,000円程度かかっているということである。それから印刷にかかる印刷機、軽印刷機を使っているけれども、それも枚数が減ってくればそれに関わる委託料、経費が下がるということで、この辺で9万円ほど下がるのではないかという話を総務課から頂いた。議会事務局分で色々な日程表や一般質問の部分とかの純粋に紙の部分で1万円程度というように見積った。合計で10万1,000円ぐらいである。2枚目、委員の皆さん承知かと思うけれども、3階の図書室に現行法規という膨大な法律の冊子がある。道の例規集もそこにある。議員の皆様1人一部ずつ配布されている町の例規集、それと現行自治六法というものもある。その辺今紙で追録をして差し替えをしている。その辺も今後タブレットの導入によってインターネットが使えるということになれば、その場で例規の確認ができるということで、行政費の中で図書備品に150万程度支出があるが、そのうち63万6,000円程度が今の部分の追録代になっている。ただ、官報とか、いわゆる質疑応答集とか、実務提要とかハンドブックとか、そういうものについても差し替えをしているけれども、それは事務の中で使っているということではなかなか無くせないと思う。その部分についてはその程度削減が可能ではないかということである。3番目のその他の削減ということで、当然印刷にかかる職員の人件費いわゆる時間である。あと、各課でも色々な資料等をつくるが、それを用紙代、各課にあるプリンターのトナー代、そういうものについては庁舎内一括で予算を持っているが、どの程度という積算は困難であった。合計すると73万8,000円程度、プラス印刷等に係る人件費分がかかってくるということである。ただ、ここを出している数字は来年からタブレットを入れたからすぐ予算から落ちるわけではなくて、初年度は少なくとも並行してやっていかなければならない部分もあると思う。いきなりタブレットだけだと難しいものもあるし、予算書とか決算書とか分量の多いものについては紙ベースでしばらく行くということも想定されるので、あくまでもこのぐらいの経費は落とせるのではないかという予測で、これだけ減るということにはならないと思うけれども、タブレットを入れることによる削減額としては、このようなものが見込めるということで数字をまとめてみたところである。

委員長：人件費の見積りの仕方については様々、単純に時間のところと、1人分ぐらい減らせるのではないかという見積りを立てているところもあると思うが、そのところは今回数字にはなっていないということであるが、皆さんのほうから何かお気づきの点があれば出していただきたいと思う。なければこのぐらいのものなのかという数字ということで、明日開催の全員協議会で説明したいと思うがよろしいか。

（「はい」との声あり）

（２）議会報告会と町民との意見交換会（まとめ）について

委員長：2番目、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについてであるが、A4縦のカラーの表紙がついたものである。これは総務産業常任委員会と厚生文教常任委員会から出されていたまとめに基づいて作成した最新版である。これについて特にまだ見ていない部分というのは、4ページ、5ページあたりから6、7ページになるかと思うけれども、事務局でポイントだけ説明願う。

議会事務局長：以前、こういう形でまとめるということで、4ページ、5ページまでは議運の皆さんで確認していただいて前回の全員協議会でこのようにまとまっているということ。5、6、7の部分は各委員会で、議運ではこういう形でまとめたので、各委員会でも同様な趣旨でまとめてほしいということで、全員協議会の後に各委員会を定例会の初日に両委員会開いていただいたので、その中で6ページの②、7ページの③の部分は各委員会において振り分けをしていただいたものである。8番の最後のまとめをご覧頂くと、今回2回目のグループディスカッション方式で行ったということである。アンケートの結果、8ページ以降にアンケートのあれを載せているけれども、その結果を見ると少人数で意見が出しやすいとか、議員に直接要望が言えて良かったなど好意的な評価が多かったということで記載をしている。一方でというところで、テーマの選び方、ディスカッションの進め方、もう少しうまく進められないかというような意見もあった。絶対的な参加者数も少しというところもあるので、解決すべき課題があると考えているので引き続き検討していく。なおグループディスカッションによる開催方法については、当面現在の方法を継続するというので前回の活性化の中間まとめにおいてもそういうまとめ方をしたのでここにも記載している。今後も町民の皆さんの参加協力をお願いするというようにまとめた。これでよろしいかということで確認していただいて、よろしければ明日開催予定の全員協議会に諮りたいと思う。そこで最終的にOKということになれば今後ホームページに掲載したり、議会だより2月号に簡単な概要を載せていきたいと考えている。まずは内容の確認をお願いします。

委員長：今説明のあったところが前回から変わったところであるが、これについて皆さんのほうから何かあるか。なければ明日の全員協議会でこれについての説明をする。それから、フリートークで寄せられた意見等について、先般の検討、参考、承りの3分類していった中で、町長への報告の部分においても特に町長に伝達するというコメントがついていた部分については、いつも出している意見交換会の報告書、町長あてのものであるけれども、これに2点について、市街地の空き地空き家の管理がしっかりされていないのではないかという声と、十勝開墾合資会社などの見学者に不親切で受皿システムが整っていないのではないかという意見が出されていて、伝達するというようにしたので、これらについても町長へ伝達したいと思っているが、それについてはいかがか。

議会事務局長：補足させていただく。2枚あったうちの1枚目は去年意見報告書ができたので参考に御覧くださいとしか書いていなかったが、今年は両委員会にかけるときに理事者サイドに言うことがあれば、それも委員会の中で意見くださいということにしていた。先程の②③を見ると空き地空き家の部分については両委員会ともに今後さらに検討とか、町としてしっかりやってほしいというコメントが出されていたので、これは伝えるべきと思った。それと、洪沢栄一関連の部分については、厚生文教のほうで理事者へ伝えていくというコメントが載せられていたので、今回意見交換会の報告書を出す際に載せたという判断は事務局でさせてもらっているの補足する。

委員長：事務局から説明があったけれども、これについてはそのように伝えていくということによろしいのか。

（「はい」との声あり）

委員長：報告会のまとめの今後の予定であるが、ホームページへ掲載するということと、議会だより、2月15日発行の180号であるが、かなり要約したものになると思うが載せていきたいということによろしか。

（「はい」との声あり）

（3）その他

委員長：3番目、その他についてであるが、前回の全員協の中で、山本議員から議会中継の画像をSNSで使ってよいかというようなことを含めて5点ほど全員協において問われた部分があるので、それらについて一覧表をつくってみたので、まずはこれについて事務局から説明をお願いします。暫時休憩する。

【休憩 14：07】

【再開 14：08】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。説明願う。

議会事務局長：A4横の資料であるが、山本議員から5点についての確認というか、質問があった。1点目の議会中継のユーチューブの画像を自身のSNSで使っていいのだろうかということであった。いわゆる切り抜き動画というか、自分の部分を切り抜いてアップするということになると思う。事務局見解と書いていて、一応確認したけれどもこの部分については明確にいいとも悪いとも規定はない。なので、議会運営委員会で協議して規定することが考えられると思っている。別にA4で留まっている部分で、前から4枚目、5枚目ぐらいの裏面に、参考となるかどうかは別として、実務提要に傍聴人が撮った動画をアップするのはどうなのかということに関しての質疑が出ているけれども、これについてはそれを規制するものもないので、困難であるということが書かれている。議会中継のユーチューブに関しても、生放送で全世界中に流れているので、そのあと切り抜いて使うことを規制することも困難な部分だと思うので、それを使ってSNSに発信することについては、逆に規制することが困難ということも考えられるので、これについては議運で協議していただいて方向性を決めていただければと思う。次に会議中にスマートフォン、タブレットを使用してよいかということであるが、これについても明確な規定はない。使っていいとも使ってはいけないとも明文化されていない。それで資料の1枚目に戻っていただくと、実は1年前の全員協の時にも

鈴木議員から同様の話があった。鈴木議員の話の中では、前任の議員の中で持込みたいということで議長から許可をもらった上で持ち込んだという話もされていた。これについても会議規則を見てみたけれども、2枚目のところに新聞とか書籍の類を読んでは駄目だという規定はある。ただ、スマホやタブレットを見てはいけないという規定はない。それから、参考の表面のところに議場へのパソコンの持込みの可否というところもあって、これも議運で協議して決定した上で持込みを認めることは可能であるということが書かれている。その後ろの参照4というところも同じようなことが書いてあるので、スマホとタブレットは機能的には同じようなものだろうが、例えばタブレットに関しては事前に資料を入れておいてそれを見るという使い方もできるので、違いがあるという部分と、インターネットに接続しての使い方ができないとあまり持ち込む効果もないと思うけれども、その辺をどうするか、あとは議運で決めて使い方については適正にというような感じなのかと思った。3番目の所管事務調査の写真や動画をアップしてよいかというところであるが、これについては議会だより等でも既に研修会があったとか、所管事務調査に行くと写真を出している。なので、そこの部分については写真と動画でどう違うのかという部分もあるけれどもいいのではというように事務局としては考えた。ただ子供が写っていると、DVで親から逃げてきている子供がたまたま写っていてばれたとかいうこともあるので、その辺の配慮は必要であると思うけれども、事務局の見解としては載せることは差し支えないと思って記載した。それから、議場に飲み物を持ち込んでというところについても明確な規定はない。町村によっては傍聴席では飲食しては駄目という規定を持っているところもあるけれども、うちの傍聴規定では傍聴席でも飲食駄目という規定はない。あまり食べるということは想定できないけれども、飲むことについてはいいというか、実際に今、答弁する方、質問する方、答弁台には飲物を水であるが置いている。なので、実際にやっている部分もある。議員個々の席とか説明員の席ということになると、こちらで用意するというところにもならないので、自分でということになると思うけれども、そうなるならばばらばらになってしまう部分もあるので、山本議員が言うのは自分で持ってきていいのかという話だと思うけれども、その部分に関しては1時間ごとに休憩をとっているもので、その間に水分補給していただければ間に合うのではないかとということで、これに関しては明確な規定はないけれども現状の質問者、答弁者、答弁台に置いているというところで、そこよりは広げないということでよろしいというように思った。最後は一般質問している際、自身の写真を撮っても良いかということであるが、深い意図が分からない部分もあるけれども、質問台で最初の一括質問しているときの写真は事務局で撮っているので、これを提供することは構わないと思う。例えば自席で質問しているところを撮ってほしいというような意向も含まれているとも考えたが、これに関してここでは議長がそういうことを許可すればというように書いたけれども、なかなか難しい部分もあると思うので、今質問台で撮っている写真を使いたいというのであれば提供させて頂きたいと思うという部分で見解を事務局としては考えた。

委員長：皆さんから何かお気づきの点があればお願いします。皆さんで一致するところから、議員見解のところでOK出していきたいと思うけれども、問題があればそれらについて出していただきたいと思うがいかがか。

議会事務局長：1点言い忘れて、例えば来年からタブレット導入するとなれば、1番の部分とかはそこで解消されてしまうので、取りあえず3月議会に向けてということになる。

中河委員：私は山本議員と個人的に話したことあるけれども、使える人と使えない人ですごく差が出てしまって、この間の兵庫県知事選のような感じで、SNSでそうい

う議会の選挙近くなってもそういうのはすごく使われるようになると思うけれども、それだけで選挙入れるのではないだろうが、昨今の選挙などを見ていると、こういうのを使えたところが伸びているというのもあるので、その辺との兼ね合いでどうように考えていけばいいかと思う。山本議員は分からなければ私が教えてあげるといふ話合いはしたけれども、それだけで解消できるものでもないもので、皆が使えて皆がやれるものが、先を考えると選挙でも使えるとなると思うので、そこは差が出てくるかなという危惧はしている。

委員長：選挙は公職選挙法なので、町議会でどうこうするというよりは、SNSを使うときはどうするかということは国レベルで決まっていて、地方選挙も同じだと思う。そこを選挙に関わる部分、例えば今まであった中では、選挙カーを出すのをやめようと言って現職の議員の中で話し合っ、新人だけは選挙カー出すみたいなことがあったと思うが、それを新人議員も含めて選挙カー駄目ということにはならないと思うし、同じようにSNSの活用についても法律でいいことになっているという部分を町議会で制限しようということにならないと思うので、議会の中の使い方というものと選挙は別で考えないといけないと私は思う。

川上委員：切離して考えないと、これはあくまでも既に中継しているやつだとか、所管事務調査など議会で公開しているものを自分のものに上げていいかという話だから、SNSで選挙どうのというのは全く切離して考えないと、一緒にしてはわけ分からなくなるから、この部分でいくと全然問題ないと、既に公開されているものを自分の中で紹介していくのだから、私は全然問題ないと思う。

委員長：切り取り方で言っている意味が反対になったりするような部分というのは、ひょっとしたら誰かが指摘したときにそれを受けてということはあるかもしれないけれども、基本的には出されているものを2次利用するというか、その部分が例えばユーチューブで著作権があつて駄目というのであればあれだが、そんなこともなく今広がっていると思うので、ただ例えば3番にある未成年者についての配慮だとか、移りたくないと言っている人がいるかもしれないという状況を想像しながらやるということは必要になってくると思う。スマートフォン、タブレットは使用について規則をつくっていくことになると思うけれども、基本的に山本議員から出されている部分であれば問題ないというのが皆さんの意見だと思う。

深沼委員：三つともいいと思うが、自分自身を撮って出す分には別に問題ないと思う。ただ、自分ではなくて他人、今ここに書いてある子供の部分もあるが、他の人をもし出す場合はある程度確認取らないと、載せて何で載っているのかという部分も出かねないので、そこは気をつけたほうがいいと。自分自身がするのはいいと思う。

川上委員：基本的に所管事務調査でも何でも公開されるものだから、基本的には議会活動だから、議会活動は基本的には公開されて然るべきものであるから、議員が映っているのは全然問題ない。ただ、議員以外が映っている場合は承諾が必要である。

委員長：そこは議会というのではなくて、一般的にSNSで投稿するときのルールというかマナーみたいなのはあると思う。1から3はよろしいということで次の全員協議会の中で皆さんにお伝えするというで。4番については特に問題はないと思うが、1時間に1回休憩をとるのであえて持ち込まなくても済むという気がするがどうか。

川上委員：私は別に制限しなくていいと思う。必要なとき、自分がもし飲みたいのであれば差し障りないような形で飲料すればいいだけの話だから、1時間に1回休憩あ

るけれども別にそれはこだわらなくてもいいと思う。

委員長：かつてのように隣に議員がいて、こぼしたときに書類に水かかるというようなことは今の状態では考えられないので、そういう面ではあまり他の議員に迷惑もかからないと思う。５番目の一般質問をしている時の自分の写真を事務局にお願いして撮ってもらってよいかという部分は、これはさすがにバチャバチャ審議のときに写真を撮るということにつながるののでどうかとは思っているけれども。先程事務局から説明あったように、広報用に公式の写真を撮るので、それを流用する希望であれば問題ないと思うけれども。

川上委員：既にユーチューブで中継されているから、必要であればユーチューブを一時停止して自分の写真の部分の載せればいいだけの話であって、事務局から撮ってもらうとかは問題だと思う。

委員長：ここにあるユーチューブの映像を自分で使うという部分、スマホ、タブレットを使用するということと、所管事務調査に限らず議員活動の写真を自分のSNSにアップするという点については問題なし。議場の飲み物についても特に問題がなければOKにする。そして一般質問の時の写真は事務局が最初に撮る公式なものを使うということでOKにするということによろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：３番目の山本議員からの確認事項、問合せがあった分については以上のようにしたいと思う。その他で皆さんからあるか。なければ、次回であるが、先般中間まとめをしているので、そこから大きく変わるようなことが起こったときに確認する必要がある場合は随時開催するという点で、年明けて後半になると所管替えになってくるので、具体的に何日ということ決めないで必要に応じて連絡するのでよろしく願います。それでは思ったより時間がかかったけれども、以上で本日の議会運営委員会を終了する。

【閉会 １４：２９】